

（仮称）宮代町犯罪被害者等支援条例の制定について

条例制定の趣旨

日常生活において、誰もが突然に犯罪被害者やその家族又は遺族となる可能性があります。生計、医療・福祉、住宅、雇用など生活全般に問題に直面し、マスコミ等による取材や配慮不足による二次的被害に苦しむ場合もあります。

令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において地方公共団体における被害者支援の推進が明記され、近隣市町においても条例制定が増え、制定されていない場合は、適切なサービスが提供されないなど自治体間で格差が生じることとなります。この条例は、誰もが安全で安心な暮らしができる地域社会実現のため、犯罪被害者等に対する適切な支援を行うことを目的とし、町として犯罪被害者等に不安や負担を和らげることを目的に犯罪被害者支援に関する条例の制定に取り組むものです。

条例の支援内容

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念のほか、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、関係機関と連携し相談や情報提供を行うとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、一定の条件に該当した方に見舞金の支給を行うものです。

県内市町村の条例化の状況

63市町村中34市町が導入（令和5年4月現在）
見舞金制度導入市町29市町 さいたま市、川越市、春日部市、朝霞市、入間市、久喜市、日高市、白岡市、滑川町、嵐山町、川島町、美里町、三芳町、寄居町、秩父市、飯能市、本庄市、新座市、桶川市、蓮田市、幸手市、ふじみ野市、伊奈町、小川町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、上尾市
見舞金制度なし市町5市町 熊谷市、川口市、東松山市、戸田市、吉見町

参考自治体

久喜市 春日部市 白岡市等

関係機関

埼玉県、埼玉県警察、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター等

意見募集

条例案のパブリックコメントについては7月中に実施、その後9月議会に上程予定。

今後の予定

- 5月 議会全員協議会において概要説明
- 6月 条例案・規則案の作成
- 7月 パブリックコメントの実施
- 8月 法規審査会における審議

8月 9月議会議案上程

	令和5年度				令和6年度	
	5月	6月	7月	9月以降	4月	
策定日程	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 全員協議会 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> パブリックコメント </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 9月議会 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 条例制定 </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 骨子検討 </div>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> 条例原案作成 </div>					